

美濃市ホームページバナー広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美濃市有料広告掲載取扱要綱（平成20年美濃市訓令甲第9号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、美濃市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の種類は、バナー広告とし、その規格は別に定める。

(掲載の期間等)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位とし、同一の広告を連続して掲載することができる期間は、12月を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 広告の掲載期間の開始日は、月の始めの日（美濃市の休日を定める条例（平成元年美濃市条例第30号）第1条第1項に定める休日（以下「市の休日」という。）に該当する場合はその翌日）の午前9時とし、その終期は、掲載終了月の翌月の始めの日（市の休日に該当する場合はその翌日とする。）の午前9時までとする。

3 広告の掲載期間内において、市の都合により市ホームページを閉鎖した場合は、前項の規定にかかわらず、当該閉鎖時間に応じて、次のとおり掲載期間を延長する。

(1) 閉鎖時間が6時間以上24時間未満の場合は、1日延長する。

(2) 閉鎖時間が24時間以上の場合は、閉鎖日数と1日と換算する。

(広告掲載希望者の募集等)

第5条 広告掲載希望者の募集は、広告掲載開始の1月前から、市ホームページ及び広報みのにて行うものとする。

2 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じて市ホームページ及び広報みのにて行うものとする。

(広告掲載の資格)

第6条 広告を掲載することができる者は、岐阜県内に住所又は事業所若しくは店舗等を有するものとする。

(申込み及び決定)

第7条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、美濃市ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に、広告案、リンク先ホームページの内容及び市税完納証明を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その可否を決定し、美濃市ホームページバナー広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は美濃市ホームページバナー広告掲載不許可通知書（別記様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（広告原稿の提出）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告原稿をデジタルデータで提出しなければならない。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、1枠につき月3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告内容等）

第10条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、市は広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権、肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主が負担するものとする。

（禁止する表現）

第11条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある次の表現を含むバナー広告は、禁止する。

- （1） 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- （2） アラートマーク（「注意」「警告」等の警告をあらわすもの）
- （3） ラジオボタン（選択できるようなもの）
- （4） テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- （5） プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- （6） 市の実施する事業の名称に類似した表現

（市ホームページとの区別）

第12条 閲覧者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現又は市の事業であると錯覚するおそれのある表現を禁止する。

（色調）

第13条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像又

は写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第14条 文字又はイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(被害賠償等)

第15条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けた場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(広告内容の変更)

第16条 市長は、広告の内容、デザイン又はリンク先ホームページの内容が各種法令、取扱要綱又はこの要領に違反し、又は違反のおそれがある場合は、広告主に広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取下げ)

第17条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取下げようとする場合は、美濃市ホームページバナー広告掲載取下申出書（別記様式第4号）により、市長に申出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、次の各号に該当する場合には、美濃市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書（別記様式第5号）により広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 取扱要綱第17条の規定によるとき。

(2) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容が、各種法令、取扱要綱又はこの要領に違反し、又は違反のおそれがある場合であって第16条の規定による変更の求めによっても解消できないとき。

(広告掲載料の返還)

第19条 取扱要綱第18条の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載をすることができなくなった日の属する月の翌月以後に係る広告掲載料の額とする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の届出義務)

第20条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン、リンク先のホームページアドレスを変更する場合は、美濃市バナー広告掲載内容等の変更届出書（別記様式第6号）に広告案、リンク先ホームページの内容を添えて、市長に届け出るものとする。

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日訓令甲第19号）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日訓令甲第13号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月3日訓令甲第6号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。